【規程番号　行法Ⅸ－005】

行吉学園教育・研究助成費に関する内規

（趣旨）

第１条　この内規は、行吉学園教育・研究助成費規程に規定された教育・研究助成費の申請手続きについての事項を定めるものとする。

（審査委員会の設置）

第２条　教育・研究助成費の申請内容を厳正に審査するため、教育・研究助成費審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

２　審査委員会は常設する予算委員会が包括し、構成員は以下のとおりとする。

学長、副学長、学部長、学術研究推進部長、全学共通教育部長、短期大学部長。

（申請手続き期日）

第３条　教育・研究助成費の申請手続きの期日は、以下のとおりとする。なお、申請のない者への交付は認めない。

（1）教育・研究助成費の交付を受けようとする者は、（以下「申請者」という。）定められた申請書を、所属学部長・全学共通教育部長、又は、短期大学部長を経由して前年度の９月末までに学長に申請書を提出。

（2）審査委員会は、前年度の 10 月末までに、採択の決定（優先順位を含む）のための調整案を学部・学科に示し、所属学部長・全学共通教育部長、又は、短期大学部長は、11 月末までに調整結果を学長に再提出。

（3）審査委員会は、それに基づき１月中旬までに、採択の決定（優先順位を含む）を行い、学長は、その審査結果を理事長に申請する。

（4）理事長が承認した審査結果は、１月末までに学長を通じ学術研究推進部長が申請者に審査結果を報告する。

（教育・研究助成費の申請選定基準）

第４条　審査委員会における教育・研究助成費の申請審査は、主に以下の選定基準により決定する。

（1）ＧＰ等共同研究費（ＧＰに関する費用を含む、教育に係わる費用）に係わる予算は、研究に係わる予算の外枠とする。

（2）建学の精神を具現化するための、また、本学の特色を生かした内容であると共に、時代に即した内容であること。

（3）大学全体・短大全体・学部・学科で取り組む、全学的な波及効果がある教育改善経費を対象として審査する。

（4）個人研究の目標が類似する場合は、共同研究の申請にならないかを検討した上で選定する。また、特定分野に偏りのないよう分野別の査定金額も考慮した上で審査する。

（5）研究に関わる申請は、補助金等の採用見込みの高い申請を優先して審査する。

（6）継続申請等、補助金等の採用見込みの高い申請を優先して審査する。

(7) 各申請が同評価の場合は、①定員充足率の高い学科を優先、②補助金獲得実績の高い申請者を優先、③若手申請者を優先、として審査する。

（留意事項）

第５条　申請にあたっては、以下の事項についても留意すること。

(1) 補助金継続分として申請する場合は、採択された補助金名を記入した申請内容を事前に総務課（大学庶務担当）に提出すること。

(2) ＧＰ等共同研究費は外部資金獲得のための調査・準備に係る費用を含み、これに係る教育・研究助成費の申請手続きをせず外部資金を申請することは認めない。

(3) 機器・備品の必要性の有無を明記して申請すること。

(4) 神戸女子大学・神戸女子短期大学共同研究取扱規程、神戸女子大学・神戸女子短期大学研究倫理規程及び神戸女子大学・神戸女子短期大学組換えＤＮＡ実験規程の対象になるものは、それぞれの規程で定める委員会の審査を経なければならない。

（改廃）

第６条　この内規の改廃は、予め学長の意見を聴き、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

第１条　この内規は、平成 18 年 10 月 11 日より施行する。

第２条　この内規の施行日から平成 19 年 3 月 31 日までの申請手続き期日は、内規第３条に拘わらず、次のとおりとする。

(1) 研究助成費の申請者は、定められた申請書を、所属学部長、機構長又は、学科長（短大）を経由して前年度の 11 月末までに学長に申請書を提出。

(2) 審査委員会は、1 月中旬までに、採択の決定（優先順位を含む）を行い、学術研究推進部長に報告。

(3) 学術研究推進部長は、1 月末までに申請者に審査結果を報告。

附　則

この内規は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この内規は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。